

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏
城 守 国 斗
宮 川 政 昭
(公 印 省 略)

HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施に伴う関係通知について

HPV ワクチンの定期接種については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」(令和 3 年 11 月 29 日付(健Ⅱ419))をもって、積極的勧奨を差し控えている状態が終了される旨、ご連絡いたしました。

また、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」(令和 4 年 1 月 5 日付(健Ⅱ482F)参照)をもって、同ワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対しては、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと(キャッチアップ接種)が予定されている旨、ご連絡いたしました。

今般、同キャッチアップ接種が令和 4 年 4 月 1 日より開始されるに当たり、厚生労働省より各都道府県等宛て 3 件の通知がなされるとともに、本会に対しても協力方依頼がありましたのでご連絡いたします。

本通知の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

○キャッチアップ接種の対象者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子とすること。また、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代のうち、平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子は令和 5 年度及び令和 6 年度のみ対象となり、平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子は、令和 6 年度のみ対象となること。

○キャッチアップ接種の実施期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間とすること。

○キャッチアップ接種の対象者の中には、以前接種を受けた方が含まれる可能性があり、医療機関においては、予診時に過去の接種歴を確認すること。

○平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎたため、任意接種を自費で受けた方に対して、市区町村の判断で、同任意接種の費用の助成(償還払い)が行われること。その場合、償還払いを受けようとする者が申請に当たり接種記録を確認できる書類を有していなかった場合、同任意接種実施医療機関に対し、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書(様式第 2 号(第 4 条関係))」の発行を求められることがあること。

○キャッチアップ接種の対象者のうち、過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者(接種中断者)については、以下のとおりとすること。

- ・1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、対象者となること。
- ・接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3回目)を行うこと。
- ・残りの回数の接種を行う場合、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とすること。(詳細は、「定期接種実施要領」の第2の7を参照)
- ・過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類を使用すること。ただし、過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、過去の接種と異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレット(令和4年3月末までに提供される予定)やホームページ(HPVワクチンに関するQ&A等)、都道府県や協力医療機関等からの情報を参考にすること。

○キャッチアップ接種開始を踏まえた、予診票の変更がなされたが、キャッチアップ対象者を除く定期接種対象者に対しては、従来の予診票であっても差し支えないこと。
(「定期接種実施要領」様式第三参照)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

○下記別添資料のとおり、「定期接種実施要領」を改正したこと。

- ・本会及び各都道府県知事宛て通知
- ・定期接種実施要領 新旧対照表
- ・定期接種実施要領(改正後全文)及び修正履歴を含む同全文
- ・ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(様式第三)及び修正履歴を含む同様式
- ・ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票(保護者が同伴しない場合)(様式第四)及び修正履歴を含む同様式

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

○下記別添資料のとおり、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」を改正したこと。

- ・本会及び各都道府県知事宛て通知
- ・定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて 新旧対照表
- ・定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて(改正後全文)

(参考)

- ・第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料(令和4年1月27日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00017.html
- ・厚生労働省 ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん(子宮けいがん)とHPVワクチン～
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/>

健健発 0318 第 3 号
令和 4 年 3 月 18 日

各 (都道府県
市町村
特別区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種の実施等について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法 (昭和23年法律第68号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による予防接種 (以下「定期接種」という。) については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」 (令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知) により「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について (勧告)」 (平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知) を廃止したところである。同通知を廃止するまでの間に、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン (以下「HPVワクチン」という。) の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと (以下「キャッチアップ接種」という。) を予定している。

キャッチアップ接種の内容等については、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」 (令和3年12月28日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡。以下「12月事務連絡」という。) においてお示ししていたとおり、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) を一部改正し、令和4年4月1日から施行する予定である。

このため、同政令の改正内容を含め、キャッチアップ接種の開始に当たって留意いただきたい内容を、改めて下記のとおり整理した。各自治体におかれては、下記の内容について御了知いただき、キャッチアップ接種の実施に向けた接種体制の構築等に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いする。

なお、本通知の下記の内容は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添える。

記

1. キャッチアップ接種の対象者について

キャッチアップ接種の対象となる者(以下「キャッチアップ対象者」という。)については、HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子とする。

また、接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代(平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子及び平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子)についても、順次キャッチアップ対象者とする。具体的には、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度は従来のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和5年度及び令和6年度のみキャッチアップ接種の対象となる。平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子については、令和4年度及び令和5年度は従来のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を受けることが可能であるため、令和6年度のみキャッチアップ接種の対象となる。

2. キャッチアップ接種の実施期間について

キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

3. キャッチアップ対象者への周知・勧奨方法について

(1) 基本的な考え方

キャッチアップ接種の実施に当たっては、キャッチアップ対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報等や、希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要である。このため、厚生労働省において、キャッチアップ接種に関するリーフレットを作成の上、令和4年3月末までに各自治体宛てに提供することを予定している。当該リーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用いただき、キャッチアップ対象者へ確実な周知に努め

ることとされたい。

また、キャッチアップ接種について、法第8条の規定による勧奨を行うこと。具体的には、予診票の個別送付を行うこと等により、接種を個別に勧奨することが考えられる。その場合には、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）でお示しした相談支援体制・医療体制等の整備状況や、各自治体におけるHPVワクチンの供給・接種体制等、地域の実情を踏まえて検討すること。

なお、キャッチアップ対象者は、16歳以上であることを踏まえ、キャッチアップ対象者に対しては、HPVワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症予防対策が引き続き重要である点について、併せて周知されたい。

（2）留意事項

キャッチアップ対象者の中には、既にHPVワクチンの任意接種又はヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を完了した者（以下「接種完了者」という。）が含まれることから、下記の点に留意されたい。

- ・ 予防接種台帳等により接種完了者であることが判明している者については、周知・勧奨を行わないこと。
- ・ 任意接種を受けた場合や接種完了後に転居した等により、現在住民票が登録されている市区町村では予防接種台帳等により接種歴を確認できない者は、周知・勧奨の対象から除外することが困難なため、こうした者に対しては、医療機関において、予診時に確実に過去の接種歴を確認すること。

4. HPVワクチンの接種を自費で受けた者に対する償還払いについて

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方が存在する。こうした方に対して、市区町村の判断で、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うことが考えられる。

こうした場合の市区町村における標準的な取扱いについて、別添のとおり、必要な事項を定めた要綱（例）をお示しするので、各市区町村におかれては、ご参照されたい。償還払いを実施する場合には、キャッチアップ接種が令和4年4月1日から可能となることを踏まえ、令和4年4月以降、予算等の準備が整い次第、順次開始することが考えられる。

なお、当該要綱（例）は、あくまで地方自治法上の技術的な助言であり、各市区町村の判断により、内容を一部改変して実施することも差し支えない旨申し添える。ただし、申請先については、申請者の転居等による混乱を防ぐため、令和4年4月1日時点で住民登録のある市区町村に申請することとすることが適当であると考えられる。

5. その他

（1）接種中断者や交接種の取扱いについて

キャッチアップ対象者のうち、HPVワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者（以下「接種中断者」という。）への対応については、第47回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における議論も踏まえ、以下のとおり対応されたい。

- ・ 接種中断者についても、1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、キャッチアップ対象者となること。
- ・ 接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種（2、3回目又は3回目）を行うこと。
- ・ 残りの回数の接種を行う場合、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とすること（詳細は、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の第2の7を参照すること。）。
- ・ 過去に接種歴のあるHPVワクチンと同一の種類ワクチンを使用すること。ただし、過去に接種したHPVワクチンの種類が不明である場合、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するHPVワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のHPVワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性等についても、十分な説明を行うこと。その際、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ（HPVワクチンに関するQ&A等）、都道府県や協力医療機関等からの情報を参考にされたい。

（2）予診票の変更について

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に係る予診票については、定期接種実施要領において、参考様式をお示ししているところである。

キャッチアップ接種については、記3（2）の留意事項のほか、キャッチアップ対象者には接種中断者が含まれること、民法の一部を改正する法律（平成30

年法律第 59 号) の施行等を踏まえ、今般、様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票を変更することとした。

令和 4 年度以降、予診票を送付する際には、変更後の予診票を参考に使用することとされたい。なお、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者（キャッチアップ対象者を除く。）に対しては、従来の予診票を使用した場合であっても差し支えないことを申し添える。

(3) 定期接種実施要領の一部改正について

上記 (1)、(2) の内容等を踏まえ、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について (令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 17 号厚生労働省健康局長通知) のとおり、定期接種実施要領の一部を改正しているため、ご留意いただきたい。

(4) 副反応疑い報告制度等の取扱いの一部改正について

キャッチアップ接種についても、法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) に基づく副反応疑い報告の対象となる。キャッチアップ接種の実施に伴い、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知) について、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について (令和 4 年 3 月 18 日健発 0318 第 19 号、薬食発 0318 第 13 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長通知) のとおり改正しているため、ご留意いただきたい。

(5) HPV ワクチンの接種状況調査について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の実施状況については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種実施状況に関する調査について (依頼)」(令和元年 10 月 3 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡) のとおり、報告いただいているところであり、引き続き、キャッチアップ接種を含め、定期的な調査を実施するのでご協力願いたい。なお、当該調査における調査方法、様式等については、令和 4 年 3 月末までに一部変更の上、お示しする予定である旨申し添える。

以上

〇〇市【区町村】ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱 (例)

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(償還払いの対象者)

第2条 〇〇市【区町村】は、次の各号の全てに該当する者（償還払いと同種のものであると〇〇市【区町村】が認める措置による費用の助成を〇〇市【区町村】以外の市区町村から受けた者を除く。）に対して償還払いを行う。

- 一 令和4年4月1日時点で〇〇市【区町村】に住民登録があること
 - 二 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
 - 三 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
 - 四 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、〇〇市【区町村】長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還額の支給等)

第3条 〇〇市【区町村】は、第6条第2項の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費（最大3回接種分まで）に相当する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。

- 2 償還額は接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発

行に要した文書料等)は対象としない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、償還払いを受けようとする者が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合には、償還額は、償還払いの申請日の属する年度における〇〇市【区町村】が定めるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る基準単価から事務費等を除いた額とする。

(償還払いの申請及び支給の方式)

第4条 償還払いを受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して〇〇市【区町村】長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第二号に掲げる書類等を添付することができない場合には、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書(様式第2号)の提出をもって第二号に掲げる書類等に代えることができる。

- 一 第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類(原本)
- 二 償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等(写し)

- 2 〇〇市【区町村】長は、前項の規定により書類等が提出された場合は、当該書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請を受け付ける。この場合において、前項の規定により提出された書類等に不足があるときは、〇〇市【区町村】長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(申請期限)

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月末日とする。

(審査及び支給決定)

第6条 〇〇市【区町村】長は、償還払いを受けようとする者から提出された書類等に基づき、償還払いの可否を審査するものとする。

- 2 〇〇市【区町村】長は、第4条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、償還払いを行うことを決定したときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書(様式第3号)により、行わないことを決定したときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 償還払いは、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 ○○市【区町村】長は、偽りその他不正の手段により償還払いを受けた者に対し、支給を行った償還払いの返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 償還払いを受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第10条 ○○市【区町村】は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、償還払いに係る事務の実施に必要な事項は○○市【区町村】長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和○年○月○日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書

令和 年 月 日

（あて先）〇〇市【区町村】長

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | |
|-----|------|---|-------------|--|
| 申請者 | フリガナ | | 接種を受けた者との続柄 | |
| | 氏名 | | | |
| | 現住所 | 〒 | | |
| | 電話番号 | | | |

※申請できるのは接種を受けた本人、又はその保護者に限ります。

| | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------|---|---|------|-------|---|
| 被接種者 | フリガナ | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 現住所 | <input type="checkbox"/> 申請者と同じ | 〒 | | | |
| | 令和4年4月1日時点の住所 | <input type="checkbox"/> 現住所と同じ | 〒 | | | |
| | ワクチンの種類 | <input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン | | | | |
| | 予防接種を受けた年月日 （申請分のみ記載） | 1回目 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 2回目 | | 年 | 月 | 日 |
| | | 3回目 | | 年 | 月 | 日 |
| | 申請金額 （申請分のみ記載） | 1回目 | | 円 | 合計 | 円 |
| | | 2回目 | | 円 | | |
| | | 3回目 | | 円 | | |
| 接種医療機関 | 名称 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | TEL | | | | | |
| ※複数の医療機関で接種した場合、下記に名称・住所・TELを記載 | | | | | | |

私が受領する任意接種費用について、下記指定口座への振込を依頼します。

| | | | | | | | | | | |
|-------|-------|------------------|--|--|--|--|------|--|--|----------------|
| 振込先口座 | 金融機関名 | 銀行 信用金庫 農協 | | | | | | | | 本店 支店 支所 |
| | | 金融機関コード | | | | | 支店番号 | | | |
| | 預金種別 | 普通 ・ 当座 | | | | | | | | |
| | 口座番号 | | | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | | |

依頼人（申請者）氏名

申請者氏名と異なる名義の口座に振り込みを希望される場合、下欄に記入をお願いします。

| | |
|------------------------------------|-------|
| ※委任状 | |
| 私は、上記口座名義人に接種費用の受領に関する一切の権限を委任します。 | |
| 令和 | 年 年 日 |
| 申請者氏名 | |

【誓約・同意事項】 ※該当する項目に☑を入れてください。

| | |
|--|--|
| この申請に係る住民基本台帳（申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項）及び医療機関等における情報について、〇〇市【区町村】が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| この申請書を、〇〇市【区町村】において支給決定をした後は任意接種費用の請求書として取扱うことに同意しますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| キャッチアップ接種を受けましたか。はいの場合、接種回数と接種を受けた自治体名を右記にご記載ください。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 回・ |
| 本申請分のヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用について他の自治体から費用の助成を受けたことがありますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 提出に必要な書類を紛失している場合、接種医療機関に再発行等の可否について問い合わせを行いましたか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |
| 申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。 | <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ |

【提出書類】

- 被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し（申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの）※申請時住所記載の住民票、運転免許証、健康保険証（両面）などいずれかひとつ
- 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピー（口座番号等確認用）
- 接種費用の支払いを証明する書類（領収書及び明細書、支払証明書等）※原本に限ります。
- 接種記録が確認できる書類（母子健康手帳「予防接種の記録」欄の写し等）

※申請者と被接種者が異なる、必要書類が不足している等の場合に、追加の書類を求めることがあります。

様式第2号（第4条関係）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書

令和 年 月 日

〇〇市【区町村】長 殿

（被接種者情報）※申請者が記入

住 所： _____

氏 名： _____

生年月日： _____

上記の者がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種したことを証明します。

| | | | |
|-------------|---|--------|--------|
| ワクチンの種類 | <input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン | | |
| | <input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン | | |
| 予防接種を受けた年月日 | 1回目 | ロット番号 | 接種量 |
| | 接種年月日 | | |
| | 年 | | 0.5 mL |
| | 月 日 | | |
| | 2回目 | ロット番号 | 接種量 |
| | 接種年月日 | | |
| | 年 | | 0.5 mL |
| | 月 日 | | |
| | 3回目 | ロット番号 | 接種量 |
| 接種年月日 | | | |
| 年 | | 0.5 mL | |
| 月 日 | | | |

実施場所：

医療機関コード：

医師名：

医師署名又は記名押印：

様式第3号（第6条関係）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給決定通知書

令和 年 月 日

様

〇〇市【区町村】長

令和 年 月 日付けで申請のあった任意接種費用について、次のとおり支給することに決定したので、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

支給決定額

円

様式第4号（第6条関係）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用不支給決定通知書

令和 年 月 日

様

〇〇市【区町村】長

年 月 日付けで申請のあった任意接種費用について、次のとおり支給しないことに決定したので、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（不支給とした理由）

健発 0318 第 18 号
令和 4 年 3 月 18 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとし、令和 4 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、別添のとおり、各都道府県を通じ周知いたしました。貴会会員に対しても、御協力いただけるよう要請をお願いいたします。

健発 0318 第 17 号
令和 4 年 3 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の概要

(1) ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うことを令和 4 年 4 月 1 日より予定していることに伴う改正。

(2) その他所要の改正。

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日